

姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用
サービス事業公募型プロポーザル募集要項

令和8年1月
姫路市

1 募集の概要

現在、姫路市立保育所（以下「市立保育所」という。）では保護者が利用するおむつを持参しており、保護者はおむつへの記名、登園時の荷物の多さなどが負担となっている。また、市立保育所職員は園児毎のおむつの在庫管理などが負担となっている。

この事業は、紙おむつの定額制利用サービスを利用している利用者のおむつが直接施設に配送されることにより、保護者及び保育所職員双方の負担軽減を図り、もって市立保育所の保育の質の向上を図ることを目的とする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 令和3年4月1日以後に開始した、地方公共団体が発注した公立保育所又は認定こども園における紙おむつの定額制利用サービス（利用を希望した保護者と契約を結び、定額の利用料の負担で、当該保護者の児童が施設で上限なく紙おむつを利用できるよう、施設からの発注を受けて紙おむつの配送を行う事業をいう。以下同じ。）を1年以上継続して履行した実績を有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局

姫路市こども未来局教育保育部こども保育課運営・研修担当（以下、「こども保育課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2314

FAX (079) 221-2953

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目	日 時
1 公告及び要求水準書等の公表	令和8年1月19日（月）
2 参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年2月9日（月）
3 参加資格確認結果の通知	令和8年2月12日（木）
4 プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年2月20日（金）
5 プロポーザルに関する質問への回答	令和8年2月27日（金）
6 提案資料提出書類の受付期限	令和8年3月9日（月）
7 候補者の特定	令和8年3月17日（火）
8 候補者の通知	令和8年3月18日（水）

9	サービスの提供者の決定	令和8年3月23日（月）
10	覚書締結予定	令和8年3月30日（月）
11	審査結果の公表	令和8年3月31日（火）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1－1）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年10月19日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (ウ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (オ) 業務実績調書（様式1－2）
- (カ) 使用印鑑届兼委任状（様式1－3）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (キ) 関連企業申告書（様式1－4）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）1月19日（月）から 令和8年（2026年）2月9日（月）まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	こども保育課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/xxxxxxxx.html))

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

こども保育課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年2月5日（木）午前9時から同月9日（月）午後4時までとする。なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年2月12日（月）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年2月20日（金）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりこども保育課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kosodate-hoiku@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年2月20日（金）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年2月27日（金）午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「（記載例）姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式3-1、3-2、3-3、3-4、3-5（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

こども保育課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年3月5日（木）午前9時から同月9日（月）午後4時までとする。なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び候補者の特定

(1) 審査及び候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市立保育所における紙おむつの定額制サービス審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を候補者とする。

オ 候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点	得点	
提案内容	(1) 業務実施体制 相談サポート体制 (10点)	業務を適切に実施するための体制(受注から配送まで円滑に対応できる体制)が整っているか。	5点	
		メールやホームページ、電話などを活用した相談サポート体制が整っているか。	5点	
	(2) 保護者の負担軽減 (30点)	ア 保護者の手続き	申込や料金の支払い、解約等の手続き方法は保護者にとって分かりやすく、利用しやすいか。	15点
		イ 紙おむつの品質	紙おむつは、広く認知されているブランドであり、保護者が安心して利用できるものであるか。	5点
		ウ サービスの周知	保護者への利用案内資料の提供など、サービスの周知方法が具体的に提案されているか。	5点
		エ 多言語対応	申込み方法はより多くの多言語に対応しているか。（ベトナム語及び中国語（簡体字）には対応していることが望ましい。）	5点
	(3) 保育現場の負担軽減 (30点)	ア 施設の手続き	各導入施設における利用者情報は管理しやすいか。	10点
		イ 在庫・発注管理	紙おむつの在庫・発注管理の内容や方法は分かりやすいか。	5点
		ウ 施設への通知	保護者の新規契約、解約及び未納者の導入施設への通知は分かりやすく、見落としがないような工夫がされているか。	10点
		エ 配送日時	配送日時は指定できる等、施設の負担軽減に配慮したものになっているか。	5点

	(4) 他団体での実績 (5点)	業務実績調書に記載した実績以外に地方公共団体での紙おむつの定額制利用サービスの業務の実績があり、本市において安定的なサービス提供が可能といえるか。 なお、点数は「件数×0.25点」により算出する。	5点
	(5) 独自性 (5点)	要求水準書に示された以外に、独自の視点で有益な提案がなされているか。	

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。 (4)を除く)

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式4に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。なお、提案金額は児童1人あたりの月額とする。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から覚書締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$20 \text{ 点} \times (\text{全提案の受託希望金額のうち最低の額} / \text{事業費 (受託希望金額)})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と提案金額に関する評価点の合計により算出する。(満点100点)なお、総合評価点算出後にイただし書に該当する事例が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 候補者の特定を令和8年3月17日（火）に行う。特定された候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、候補者とならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- カ 選定事業者名、事業開始、選定金及び審査結果については、令和8年3月31日（火）を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1 0 覚書の締結

- (1) 審査の結果、特定した候補者と協議を行い、合意した場合に覚書を締結する。
- (2) 候補者と協議の結果、合意に至らなかつた場合は、候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を候補者として覚書締結に向けての協議を行う。この場合において、次順位以降に候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、覚書の一部とする。

1 1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりこども保育課に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 2 失格に関する事項

- 次のいずれかに該当する者は、失格とする。
- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
 - (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかつた者
 - (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
 - (4) 提案手続において姫路市公告第20号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
 - (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
 - (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに

無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 候補者が正当な理由なく覚書の締結を辞退した場合は、本市は候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 候補者について、覚書締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、候補者との間で覚書を締結しないことがある。この場合、本市は候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 候補者について、覚書締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該覚書を解除することができる。この場合、本市は候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 候補者は、覚書締結までに市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）に定める誓約書（様式第1号）を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、覚書締結後に、別紙1のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき候補者とならなかった者の点数を非公表とする。